共に羽ばたく未来に
税理士法人 will Tax News
2026 年 7 月号　No.096

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-27-5 大橋ﾋﾞﾙ 4F
Tel 03-6432-9986 ／ Fax 03-6432-9987
HP http:// will-tax.com
e-mail info@will-tax.com

****

今月のテーマ　**防衛特別法人税の制度について**

令和7年度の税制改正において、日本の防衛力を抜本的に強化するための安定的・中長期的な財源を確保する目的で防衛特別法人税が創設されました。今回は防衛特別法人税の制度についてご紹介いたします。

1. 創設の経緯

令和7年度の税制改正において、国家安全保障戦略等に基づき抜本的に強化される防衛力は将来にわたって維持・強化していく必要があり、それを支える財源の一部を税制措置により対応することが決定され、防衛特別法人税が創設されました。

2. 制度の内容

(1) 概要

納税義務者となる法人は基準法人税額から基礎控除額をマイナスした金額の4%に相当する防衛特別法人税を納付することとなります。

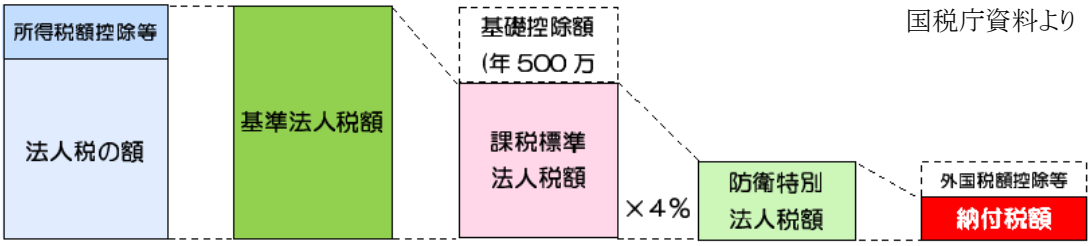

国税庁資料より

(2) 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税が課される法人が納税義務者となります。ただし、基準法人税額から基礎控除額をマイナスした結果がゼロ以下となる場合や赤字決算のため法人税額がゼロとなる場合、納税はありません。

(3) 基準法人税額

基準法人税額とは、内国法人の場合、法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税ほか法令の規定にしたがって計算した法人税の額をいいます。ただし、所得税額控除や外国税額控除など一部の税額控除を適用しないで計算する点に注意が必要です。

(4) 基礎控除額

基礎控除額は年５００万円とされています。設立や事業年度の変更などで事業年度が１年に満たない場合、５００万円を１２で除し、その事業年度の月数を乗じて基礎控除額を計算します。

(5) 税額の計算

上記（３）から（４）を控除した課税標準法人税額に４％の税率を乗じた金額が防衛特別法人税の額となります。なお、資本金等の額が１億円を超える同族会社（特定同族会社）が留保金課税の適用を受ける場合、課税標準法人税額を計算する際に一定の調整が入ります。

また、法人税及び地方法人税において外国税額控除の適用を受ける場合で、法人税の額及び地方法人税の額から控除しきれない金額があるときは、その控除しきれない金額を防衛特別法人税の額から控除することが認められています。

(6) 適用時期

防衛特別法人税は令和８年４月１日以後に開始する各事業年度において適用されます。なお、防衛特別法人税の額がゼロであったとしても申告書の提出が必要となる点に注意が必要ですが、防衛特別法人税の申告書は法人税及び地方法人税の申告書と一体になっているので、計算してそのまま提出すれば特段問題ありません。

Copyright(C) 税理士法人 will All rights reserved